（処分等に係る通知）

第二十三条の十一　確認大学等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その内容を機構に通知するものとする。

一　給付奨学生に対する学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学、停学又は訓告の処分を行ったとき。

二　給付奨学生の休学又は復学を認めたとき。

（個人番号の提供）

第二十四条　機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提供を求めるものとする。

（学資支給金の対象となる専攻科）

第二十八条　令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とする。

（令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者）

第二十九条　令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

［条を加える］

（個人番号の提供）

第二十四条の二　機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者又はその者の生計を維持する者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を提供させることができる。

［条を加える］

（令第八条の二第四項の文部科学省令で定める者）

第三十八条　令第八条の二第四項の文部科学省令で定める者は、支給対象校（令第八条の二第一項に規定する支給対象校をいう。）に在学する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二　満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

三　前二号に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

（国内に住所を有しない者に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考対象者若しくは給付奨学生又はその生計維持者が同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合とし、同項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

一　令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

（学資支給金の額の特例）

第四十一条　令第八条の二第五項の文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、同項の文部科学省令で定める額は、零円とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第三十一条の十において読み替えて準用する同法第三十一条第二号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金

二　その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

三　前二号に掲げる者に類するものとして機構が定める者

［条を加える］